

最近の金融行政の動向について

(本年1月の緊急経済対策に盛り込まれた諸施策)

平成25年 2 月27日
金融庁総務企画局企画課

目次

I . 緊急経済対策の概要	2
II . 中小企業金融円滑化法の期限到来に当たって 講ずる総合的な対策	5
III . 動産・売掛金担保融資（A B L）の活用促進	8
IV . 日本版 I S A の拡充等	9

中小企業・小規模事業者等への支援

◆ 「地域経済活性化支援機構」の設立

事業再生ファンド・地域活性化ファンド等に対する専門家の派遣や出資等による地域の再生現場の強化や地域活性化に資する支援を行う。

◆ 金融機関による中小企業への円滑な資金供給・経営改善支援

- ・ 中小企業金融円滑化法の期限到来後における検査・監督の方針の明確化
- ・ 財務局への「中小企業等金融円滑化相談窓口」(仮称)の設置
- ・ 金融機関による中小企業の経営支援に関する取り組み状況の定期的な公表

◆ 個人保証制度の見直し

中小企業の創業や早期の事業再生の促進、担保・保証に過度に依存しない融資等を促進する観点から、経営者本人保証を限定的にする施策の検討を進める。

◆ 動産・売掛金担保融資(ABL)の活用促進

担保としてあまり活用されてこなかった「在庫」や「売掛金」などを積極的に活用し、資金調達の枠を拡大するため、金融検査マニュアルの運用を明確化し、ABLの活用を促進する。

金融・資本市場の活性化等

◆ アジアNo.1市場の構築

- ・ 「日本総合取引所」の創設に向けた取組の促進
- ・ 投資法人(J-REIT)市場の活性化に向けた環境整備

◆ 金融経済教育の推進

様々な民間団体等が行っている金融経済教育について、より適切な内容となるよう推進を図る。

◆ アジアの金融インフラ整備支援

日本企業の海外活動に対する円滑な資金供給の確保等のため、アジア諸国に対し金融インフラ(法制度や決済システム等)整備の技術支援を行う。

◆ 日本版ISAの拡充及び金融所得課税の一体化(金融商品間の損益通算範囲の拡大等)

家計の安定的な資産形成を支援するとともに、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大し、デフレ脱却を後押しする観点から、日本版ISA(少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)を拡充する。

「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日閣議決定)・抄

第3章 具体的施策

Ⅱ 成長による富の創出

2. 中小企業・小規模事業者・農林水産業対策

中小企業・小規模事業者の活力を引き出すため、新たなビジネスへのチャレンジの支援、経営改善・事業再生支援等を行う。また、「攻めの農林水産業」の展開を加速するため、新規就業支援、農林漁業の6次産業化等に取り組む。

(1) 中小企業・小規模事業者等への支援

(中略)また、中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生を図るため、認定支援機関による経営改善計画策定支援や、日本政策金融公庫・商工中金による経営支援と一体となったセーフティネット貸付の創設等により、経営支援の強化、資金繰りの支援等を行うとともに、地域の再生現場の強化や地域活性化に資する支援を推進するため、[企業再生支援機構の「地域経済活性化支援機構」\(仮称\)への改組・機能拡充](#)を行う。

②経営改善・事業再生支援、資金繰り支援(抄)

- ・ 企業再生支援機構を抜本的に改組し、事業再生ファンド・地域活性化ファンド等に対する専門家の派遣や出資等による地域の再生現場の強化や地域活性化に資する支援を行うための機能拡充を図り、[「地域経済活性化支援機構」\(仮称\)](#)とする(内閣府、金融庁、総務省、経済産業省)
- ・ [中小企業金融円滑化法の期限到来後における検査・監督の方針の明確化、「中小企業等金融円滑化相談窓口」\(仮称\)の設置、金融機関による中小企業の経営支援に関する取組状況等の定期的な公表等](#)＜予算措置以外＞(金融庁)
- ・ [個人保証制度の見直し](#)＜予算措置以外＞(経済産業省、金融庁)
- ・ [動産・売掛金担保融資\(ABL\)の活用促進](#)＜予算措置以外＞(金融庁)

「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日閣議決定)・抄

第3章 具体的施策

Ⅱ 成長による富の創出

4. 金融・資本市場の活性化等

我が国の巨額の金融資産からの成長分野への資金供給と安定的な資産形成の両立を図るとともに、アジアNo.1 市場の構築に向け、市場の利便性向上・国際競争力の向上等を通じた金融資本市場の活性化等に取り組む。このため、約1,500兆円に上る家計金融資産の国内外の資産への中長期・分散投資の環境を整備するとともに、年金・共済等の公的・準公的資金のより高度な運用・リスク管理体制の構築に向けて、各資金の規模や性格に見合った改善策を検討する。成長分野への資金供給に関しては、金融機関による日本銀行の成長基盤強化及び貸出増加を支援するための資金供給(貸出支援基金)の積極活用も期待される。

- ・アジアNo.1 市場の構築:「日本総合取引所」の創設に向けた取組の促進、投資法人(J-REIT)市場の活性化に向けた環境整備＜予算措置以外＞(金融庁)
- ・金融経済教育の推進＜予算措置以外＞(金融庁)
- ・アジアの金融インフラ整備支援＜予算措置以外＞(金融庁)
- ・家計の安定的な資産形成を支援するとともに、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大しデフレ脱却を後押しする観点からの、日本版ISA の拡充及び金融所得課税の一体化(金融商品間の損益通算範囲の拡大等)
＜税制＞(金融庁、財務省、農林水産省、経済産業省)

中小企業金融円滑化法の期限到来に当たって講ずる総合的な対策

関係省庁が連携して、以下の施策を推進。

I. 金融機関による円滑な資金供給の促進

- 金融検査マニュアル・監督指針に以下を明記し、検査・監督で徹底
 - (円滑化法終了後も)貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めること
 - 他の金融機関等と連携し、貸付条件の変更等に努めること
- 地域経済活性化支援機構法案に、金融機関は金融の円滑化に資するよう努めるべきとの趣旨を規定
 - 機構法案64条「機構及び金融機関等は、…金融の円滑化に資するよう、相互の連携に努めなければならない」
- 金融業界(銀行・信用金庫・信用組合)は、円滑化法終了後も貸付条件の変更等に真摯に対応していく旨を申合せ
- 金融機関に、貸付条件の変更等の実施状況の自主的な開示を要請

II. 中小企業・小規模事業者に対する経営支援の強化

- 金融機関に対し、中小企業・小規模事業者の経営支援に一層取り組むよう促す
 - ⇒ 金融検査マニュアル・監督指針に、中小企業・小規模事業者の経営改善を最大限支援していくべき旨を明記し、検査・監督で徹底
 - ⇒ 金融機関が中小企業・小規模事業者の経営支援に係る取組状況等を公表
- 独力では経営改善計画の策定が困難な小さな中小企業・小規模事業者に全国の認定支援機関(税理士、弁護士等)が計画策定を支援
 - ⇒ 中小企業・小規模事業者(2万社を想定)の経営改善計画策定に関し、
 - ・ 認定支援機関に対する研修の実施【予備費・補正予算:15億円】
 - ・ 認定支援機関が行う計画策定支援やフォローアップに係る費用を補助【補正予算:405億円】
- 年間数千件程度の再生計画策定支援の確実な実施のため、中小企業再生支援協議会の機能強化を図る
 - ⇒ 各都道府県の協議会及び全国本部の専門人員の抜本的増員等【補正予算:41億円】

○ 企業再生支援機構を地域経済活性化支援機構に改組・機能拡充

【補正関連法案】【当初予算政府保証枠:1兆円】

- ⇒ 直接の事業再生支援に加え、地域の再生現場の強化や地域活性化に資する支援のための機能(専門家の派遣、事業再生・地域活性化ファンドへの出資等)を追加【補正予算:30億円】

○ 経営支援と併せた公的金融・信用保証による資金繰り支援

- ⇒ 経営支援型セーフティネット貸付の創設【事業規模:5兆円】
- ⇒ 複数の借入債務を一本化し返済負担軽減を図る借換保証を推進【事業規模:5兆円】
- ⇒ 政府系金融機関による資本性劣後ローンの拡充【事業規模:0.4兆円】

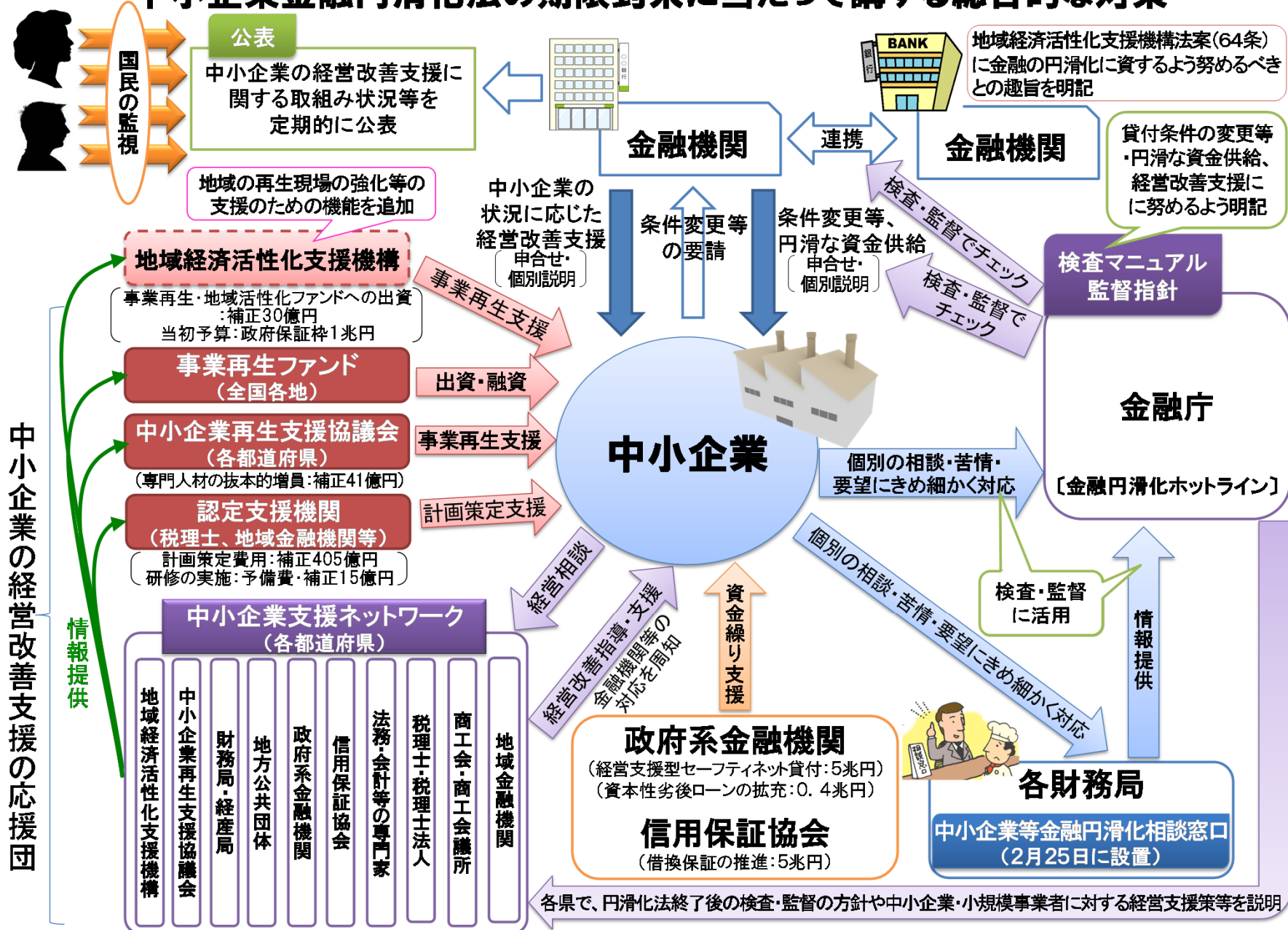
○ 全都道府県に中小企業支援ネットワーク(※)を構築し、参加機関が連携して中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生を支援

- ⇒ 定期的な情報交換会や研修会による経営改善・事業再生ノウハウの向上、個別の中小企業・小規模事業者の支援の方向性を検討する枠組み(経営サポート会議)の構築等(※)信用保証協会を中心に、商工会・商工会議所、税理士、法務・会計の専門家、地域金融機関、政府系金融機関、中小企業再生支援協議会、地方公共団体、財務局・経産局等により構成

III. 個々の借り手への説明・周知等

- 金融機関は、円滑化法終了後も顧客への対応方針が不変であることを個々の中小企業・小規模事業者の説明
- 円滑化法終了後も金融機関や金融当局の対応が不変であること、各種の中小企業・小規模事業者支援策を、商工会、税理士会等から、中小企業・小規模事業者に幅広く説明
- 2月から3月にかけて、副大臣・政務官・金融庁長官以下の職員を派遣し、全都道府県で企業向け・金融機関向け説明会を実施
 - ⇒ 借り手企業に対し、検査・監督の方針、金融機関の対応や中小企業・小規模事業者に対する経営支援策等を説明
 - ⇒ 金融機関に対し、円滑化法終了後の検査・監督の方針、現場への周知を再度徹底
- 全国の財務局・財務事務所に「中小企業等金融円滑化相談窓口」を2月中に設置し、中小企業・小規模事業者からの個別の相談・苦情・要望にきめ細かく対応

中小企業金融円滑化法の期限到来に当たって講ずる総合的な対策

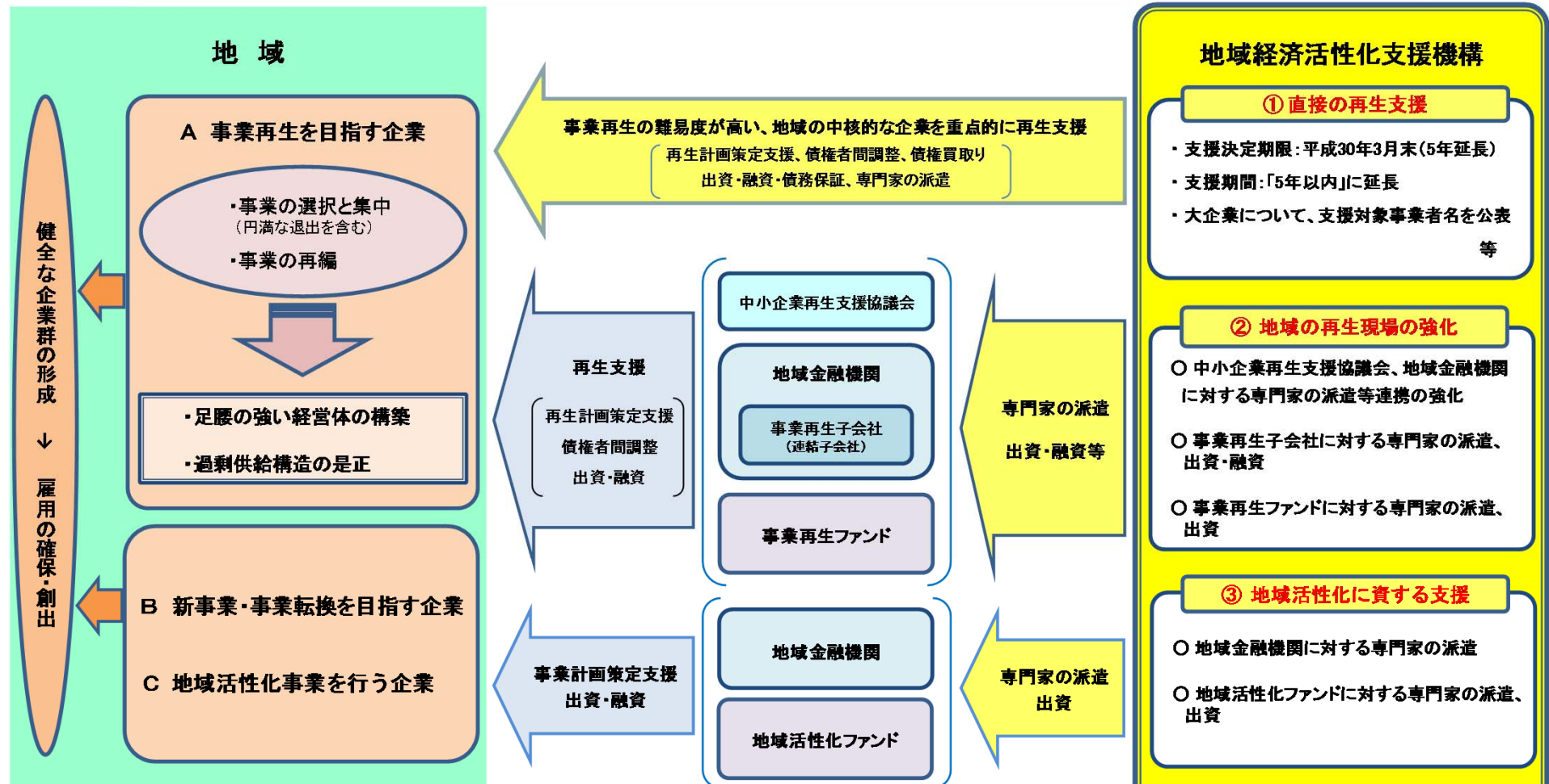


地域経済活性化支援機構法案の概要 (株式会社企業再生支援機構法の一部改正)

【補正予算関連法案(※)】

事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた**事業再生支援**や、**新事業・事業転換**及び**地域活性化事業**に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた**地域経済の活性化**を図る。

⇒ 企業再生支援機構の「**地域経済活性化支援機構**」への**抜本的改組・機能拡充**



※平成24年度補正予算：事業再生ファンド・地域活性化ファンドへの出資に係る経費30億円

ABL(動産・売掛金担保融資)の積極的活用について

○ ABL(Asset Based Lending: 動産・売掛金担保融資)とは、企業が保有する「在庫」や「売掛金」などを担保とする融資

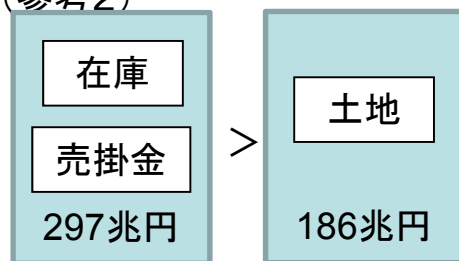
現状

- 金融機関の融資の担保は、「不動産担保」が中心で、「動産・売掛金担保」はあまり活用されていない。

(参考1)

地域金融機関の場合、融資の担保の9割超が「不動産担保」。

(参考2)



対応策

● 検査マニュアルの「一般担保」要件の明確化

- 具体的にどのような担保管理を行えば、「一般担保」(客観的な処分可能性がある担保)の要件に合致するかがより明確になるよう、金融実務も踏まえつつ、適切と考えられる担保管理手法を例示。

● 検査における検証方針の明確化

- 「動産・売掛金担保」を「一般担保」として取り扱っている場合、その適切性を金融検査で検証する際には、当面、PDCAサイクルが機能していれば、金融機関の取組みを尊重する方針を明確化。

● 「自己査定基準」における担保掛け目の明確化

- 検査マニュアルに「動産・売掛金担保」の標準的な掛け目の水準を新たに記載(動産担保:評価額の70%、売掛金担保:評価額の80%)。

その他、

- 「電子記録債権」の自己査定上の取扱いの明確化(※1)
 - 「貸出条件緩和債権」に該当しない場合の明確化(※2)
- についても措置

効果

● 借手企業

- これまで担保としてあまり活用されてこなかった「動産・売掛金担保」を活用することにより、資金調達枠が拡大。

● 金融機関

- 新規融資につながる。
- 企業の経営実態をより深く把握することが可能となり、信用リスク管理が強化。

(※1) 電子記録債権のうち、「決済確実な商業手形」に準じた要件を満たすものについては、「優良担保」として取り扱うことを、検査マニュアルにおいて明確化。

(※2) 仮に中小企業が経営改善計画を策定していない場合でも、金融機関がABLにより、当該企業の実態を把握した上で、経営改善の資料を作成している場合には、現行の検査マニュアル[中小企業融資編]の考え方に照らし、これを「実現可能性の高い抜本的な計画」とみなして、「貸出条件緩和債権」には該当しない取扱いとすることを明確化。

◆日本版ISA(少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)の拡充等

※ISA: Individual Savings Accounts

【現状及び問題点】

- 約1,500兆円ある我が国国家計金融資産について、自助努力に基づく資産形成を支援・促進し、家計からの成長マネーの供給拡大を図るため、日本版ISAの活用に期待。
- ただし、当初導入予定であった制度は、平成26年からの3年間に行われる投資だけを対象とする時限措置となっている(100万円×3年間)。
- ⇒ 幅広い家計に国内外の資産への長期・分散投資による資産形成を行う機会を提供する観点から日本版ISAの拡充・簡素化を進める必要。特に、老後の備えや教育資金など国民の自助努力(資産形成)を本格的に支援するためには、長期化等が望ましい。

【大綱の概要】

- 毎年100万円までの非課税投資(買付け)を行うことができる期間(投資可能期間)を平成26年1月から平成35年12月までの10年間(現行は3年間)に拡充 (ただし、非課税期間については、最長5年間とする。)
- 毎年新たな口座の開設は不要(原則一人一口座)
- 対象商品の拡大については、金融所得課税の一体化の進展等を踏まえつつ今後検討を行う「検討事項」として、与党税制改正大綱に記載

(参考)「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日 閣議決定)抜粋

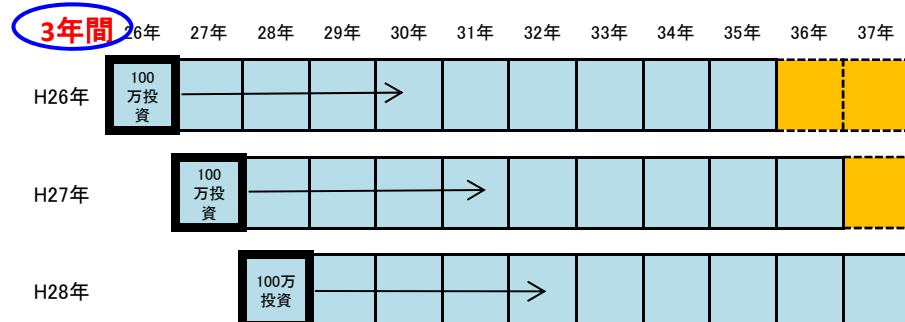
4. 金融資本市場の活性化等

・家計の安定的な資産形成を支援するとともに、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大しデフレ脱却を後押しする観点からの、日本版ISAの拡充及び金融所得課税の一体化(金融商品間の損益通算範囲の拡大等)＜税制＞(金融庁、財務省、農林水産省、経済産業省)

◆日本版ISAの概要(改正前・改正後)

現行スキーム (未施行)

H26年から

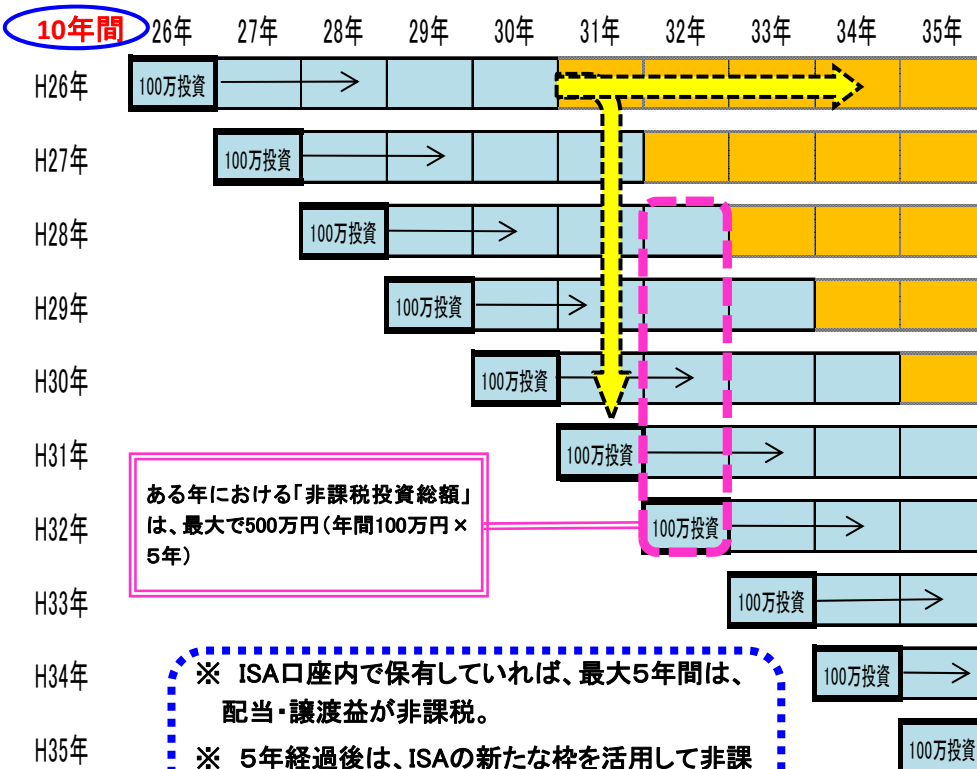


【現行スキーム (未施行) の概要】

1. 非課税対象 : 上場株式・公募株式投信の配当・譲渡益
2. 非課税投資額 : 毎年、新規投資額で100万円を上限
3. 非課税投資総額 : 300万円 (100万円 × 3年間)
4. 非課税維持期間 : 最長10年間
5. 途中売却 : 自由 (ただし、売却部分の枠は再利用不可)
6. 口座開設数 : 毎年新たな口座を開設
7. 導入時期 : 平成26年1月 (20%本則税率化にあわせて導入)

今回の税制改正(大綱)

H26年から



ある年における「非課税投資総額」は、最大で500万円 (年間100万円 × 5年)

※ ISA口座内で保有していれば、最大5年間は、配当・譲渡益が非課税。

※ 5年経過後は、ISAの新たな枠を活用して非課税保有を続けるか、通常の口座に移して、継続保有。

※ 毎年新たなISA口座の開設を不要とし、1人1口座とする。

◆金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大・公社債等に対する課税方式の変更）

【現状及び問題点】

- 金融商品については、商品間の損益通算の範囲が制限されている。
- 公社債等と上場株式等とで課税方式に差異。
- ⇒ 投資家が多様な金融商品に投資しにくい状況。

【大綱の概要】

- 平成28年1月以降、公社債等に対する課税方式を上場株式等と同様、申告分離課税に変更
（公社債等の課税方式を株式等の課税方式と同一化）
- その上で、損益通算できる範囲を、公社債等にまで拡大
- デリバティブ取引については、総合的な取引所の実現にも資するとの観点から、「検討事項」として与党税制改正大綱に記載

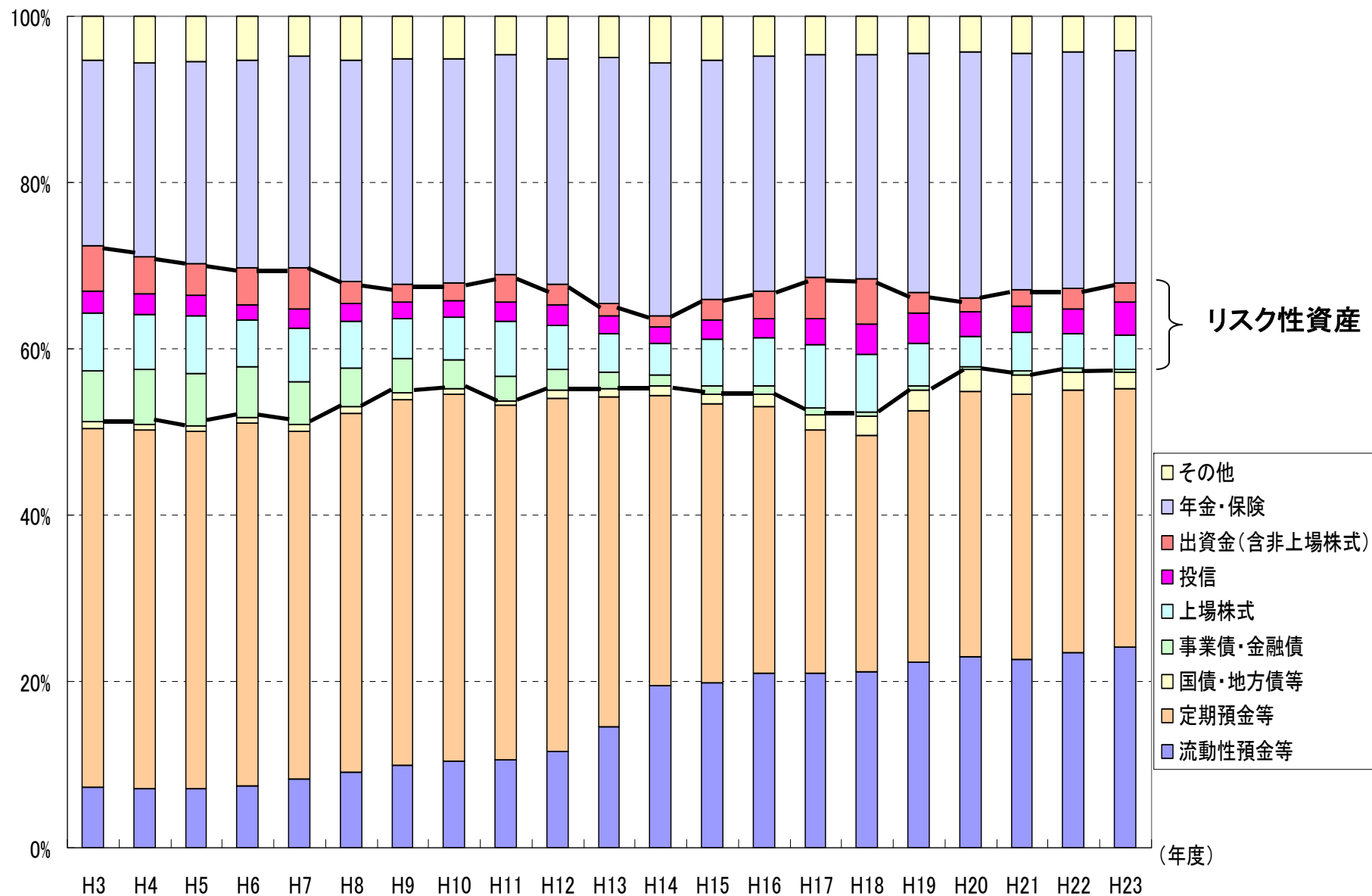
金融商品に係る課税方式（現状）

新たに、損益通算が認められた範囲

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離
債券・公社債投信	（源泉分離→）申告分離	（非課税→）申告分離
預貯金	源泉分離	—
デリバティブ取引	申告分離	

総合取引所の実現にも資するとの観点から、今後検討

●日本の家計金融資産の構成比の推移



（出典）日本銀行「資金循環統計」